

(新)

第三号様式（第三条第三項）

自動販売機等変更（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名
称並びに代表者の氏名及
び住所）

電話番号

次のとおり自動販売機等の（届出事項を変更）したので、千葉県青少年健全育成条
例（第14条第2項）（第14条第3項）の規定により届け出ます。

設置届出番号	—	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更 廃止	年月日	年 月 日

添付書類

- 1 自動販売業者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地）の変更の場合 住民票（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 自動販売機等の設置場所の変更の場合 自動販売機等の設置場所付近の見取図（縮尺3,000分の1程度）及び配置図、自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類、自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書、自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）、自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し並びに自動販売機管理者等が条例第13条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類（地番が同一の土地の区域において設置場所を変更する場合にあつては、自動販売機等の配置図に限る。）
- 3 自動販売機等の設置場所の提供者の変更の場合 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類、自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書及び自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 4 自動販売機管理者等の氏名及び住所の変更の場合 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- 5 自動販売機管理者等の変更の場合 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し及び自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類

(旧)

第三号様式（第三条第三項）

自動販売機等変更（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名
称並びに代表者の氏名及
び住所）[㊟]

電話番号

次のとおり自動販売機等の（届出事項を変更）したので、千葉県青少年健全育成条
例（第14条第2項）（第14条第3項）の規定により届け出ます。

設置届出番号	—	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更 廃止	年月日	年 月 日

添付書類

- 1 自動販売業者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地）の変更の場合 住民票（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 自動販売機等の設置場所の変更の場合 自動販売機等の設置場所付近の見取図（縮尺3,000分の1程度）及び配置図、自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類、自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書、自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）、自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し並びに自動販売機管理者等が条例第13条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類（地番が同一の土地の区域において設置場所を変更する場合にあつては、自動販売機等の配置図に限る。）
- 3 自動販売機等の設置場所の提供者の変更の場合 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類、自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書及び自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 4 自動販売機管理者等の氏名及び住所の変更の場合 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- 5 自動販売機管理者等の変更の場合 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し及び自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類